

住民基本台帳ネットワークシステムが整備されます

～今月5日から一部稼働、来年8月から本格運用～

平成11年8月に住民基本台帳法が改正され、全国の自治体を専用の通信回線で結ぶ「住民基本台帳ネットワークシステム」いわゆる「住基ネット」が構築されることとなりました。今月の5日から一部が稼働され、来年8月から本格運用されますが、行政機関へ申請・届け出を行う際の住民票の添付が省略されたり、全国どこの市区町村でも住民票の写しの交付を受けられるなど、事務の効率化と皆さんの手続きの利便性や簡素化が図られます。

■住民基本台帳とは？

住民基本台帳とは、住民票をまとめたものです。住民票には、皆さんの氏名、生年月日、住所、性別、本籍地など法律で定められた情報が記載されています。

住民基本台帳は、それぞれの市区町村ごとに作成され、住民票の交付をはじめ国民健康保険や国民年金、介護保険など、各種行政サービスに活用されます。

■「住基ネット」の概要

住基ネットは、市区町村が行う各種行政サービスの基礎である住民基本台帳のネットワークを図り、4情報（氏名・生年月日・性別・住所）、新たに付番される住民票コードとこれらの変更情報により、全国共通の本人確認を行うための地方公共団体共同のシステムです。

住基ネットの運営にあたっては、総務大臣が指定する「指定情報処理機関（地方自治情報センター）」が、各市区町村から集まる本人確認情報を保存して、国の機関などに対して、法律や条例の定めにより、情報の提供を行うっていくようになります。

なお、国の機関などに提供される情報は、本人確認情報に限定されています。その使用目的も法律や条例で明確に定められています。

住民基本台帳ネットワークシステム概要図

■FW（ファイアウォール）という不正侵入を防止する装置で、何重にもデータが保護されています。

